

法典延期派・福澤諭吉

——大隈外交期——

高 田 晴 仁

一 大隈外交と福澤

二 福澤の法典延期論

- (1) 条約改正と法典編纂の切斷
- (2) 法典編纂の手続——帝國議會
- (3) 法典發布の利害

一 大隈外交と福澤

福澤諭吉が『西洋事情』以来、一貫して、法を民情習慣から由つて來たるべきものであつて人為の製造物ではないものと觀じ、井上馨が条約改正交渉に伴つて「泰西主義」による法典編纂を急いだことに對しては、時事新報社説で斷固反對の論陣を張り、結果として思わぬ發行停止を受けた経緯については前稿で述べたところである。⁽¹⁾その井上外交が挫折した後、總理大臣伊藤博文の臨時外相兼任を経て、明治三十二年二月一日、大隈の外相任命

をみた福澤は「官民調和の一端として賀せざるを得ず」として明治一四年政変以来久しぶりの大隈の政府復帰を喜んだ(明治二年二月二日社説「外務大臣更迭」『全集』⑪四三五頁)。大隈の外交交渉は、方法の面では井上が列国代表を一同に集め会議方式で交渉を試みたのとは異なつて、各国と個別に交渉のうへ「各個撃破」する作戦をとり、また、内容面では、井上案を基礎としつつ、井上主催の条約改正会議が「裁判管轄条約」と「通商条約案」の二本立てであつたものを大隈は「通商条約案」に一本化し、外国人裁判官任用(大審院のみに任用し、外国人被告の民事刑事事件を外国人裁判官の多数で審理する)と泰西式の法典編纂(諸法典を編纂・改正し、その後一年半以内に英訳文を公布する)は、条約中には規定せず外務大臣の宣言書に拠るものとした。また、最恵国待遇を無条件に与えるのではなく、条件付のものとする方針を採つた(A国に一定の条件のもとで許与した特惠に均霑^{きんてん}しようとするB国は、同様の条件をもつてのみその特惠に均霑しよう^②)のであるが、この最恵国待遇の有条件主義を各国に吞ませるためには鹿鳴館外交のような迎合的態度ではなく、断固とした態度で交渉する必要があるのはもとよりである。

特に井上が欧化政策をとつて国内の保守派から猛烈な批判を浴びて失脚した轍を踏まいたために、大隈は現行条約をあえて勵行し、外国人が条約の制限を超えて内地を自由に旅行することを禁じ、また、日本の特許局に登録していない商標の法的保護を拒否するなど、諸外国にとつても現行条約が不便であることを悟らしめる、いわゆる対外強硬主義を採つたのである。^③時事新報も社説「条約改正敢て求めず」(明治二年八月三十一日〜九月三日『全集』⑪五三五頁)において、「条約果して改正せずして諸外国人の身に毫も痛痒なきか、果して然らば我輩日本国人も敢て忍で現行の条約を遵奉せんのみ。日本国人は此条約の下に在ること既に三十余年、不満ながらも之に堪へたる者なれば、尚ほ今後も之に堪ふ可しと雖も、然りと雖も其これに堪ふるや、今より改めて条約の明文を守り、一字一句も違ふことなくして嚴重に之を遵奉せんと欲する者なり」、「之が為めには外人も往々不自由不

愉快を感じることもあらん、しかしそれは「彼れが自ら招く所の不自由不愉快なれば、又如何ともす可らざるものなり」と論じて大隈の作戦をバックアップしたのであった。

幸運なことに、明治二年一月三〇日には駐米公使陸奥宗光が駐米メキシコ大使ロメロとの間で、領事裁判権を付与しない相互対等主義による日墨条約の締結に成功し、これに自信をえた大隈は、各国との個別交渉を次々に妥結へと導いた。まず明治二年二月二〇日に大隈と駐日米公使ハッバードとの間で日米改正条約が、次に同年六月一日、ベルリンにおいて駐独公使西園寺公望とビスマルクの間で日独改正条約が、さらに同年八月八日、大隈と露大使セヴィツチとの間で日露改正条約がそれぞれ調印されるに至った。

しかしながらその間、四月一九日のロンドンタイムズに日本の条約改正案の大綱が掲載され、五月三一日から六月二日にかけて陸羯南が主宰する「日本」にその記事が訳載されたことを契機として、特に外国人裁判官任用に関し井上条約案に対して反撥したのと同様の反対輿論が再び沸騰することとなった。そして恰もそれに呼応するかのように、明治二年五月「法典編纂二関スル法学士会ノ意見」が公にされ、法律専門家による法典論争が開始されたのであった。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

この頃の福澤の直話として『谷干城遺稿』の明治二年七月七日の項に次の記載がある。⁽⁶⁾⁽⁷⁾

「福澤氏を訪ふ。同氏は全く余と同意なり。前大臣〔注・井上馨
外務大臣〕の条約に比しては五十歩と六十歩との差なりと思ふとの答なり。且余法律の之に連帯するの不可を言ひ、法律の読みかたきを云ふ。同氏最同意を表せり。氏云ふ、条約の方より論する時は直に停止せらるゝも知れず、法律より論する時は其の恐なかるべし云々とて別を告げ帰る。」

この谷の日記を額面通り受け取れば次のようなことになろう。すなわち福澤は谷と同様に大隈案に反対であり、大隈案は前外相井上馨の案とは五十歩百歩どころか、しょせん「五十歩と六十歩との差」しかないとのきわめて低い評価を下していた。⁽⁸⁾ また、民法、商法等の法典施行が改正条約発効の附帯条件とされたこと、および、法典

自体が一般の日本人には理解しづらい外国法典直訳調であることに對する谷の批判には「最同意」を示した。

たんなる「同意」ではなく「最同意」であつた、と谷がわざわざ日記に記すほど、福澤の意見開陳の内容は、大隈条約改正案への批判よりも、むしろ「翻譯調」の法典編纂に對する批判において明快であつたということがある。だが福澤の考えでは、大隈条約案に正面から非を鳴らしては政府の過剰反応を惹き起こし、ただちに言論統制の對象とされるおそれがあるという。現に井上外交を批判した「条約改正は時宜に由り中止するも遺憾なし」(明治二〇年六月二四日時事新報社説)⁽⁹⁾の一文により発行停止の憂き目を見てから僅かに二年しか経っていない。そこで、内政問題である「法典編纂」に對して批判の矛先をむけることにすれば統制をおそれることなく条約案に効果的に打撃をあたえることができる、というものであつた。⁽¹⁰⁾

中村菊男はこの谷証言を有力な証拠として、「要するに条約改正案を攻撃すると政府の検閲が厳しいから、法典論で政府を攻撃しようとする魂胆である。従つて、福澤の法典編纂論が單なる純理論でなくて政治的考慮がかなり入っていることを見落としてはならない」と指摘している。⁽¹¹⁾福澤の法典への痛罵は、法典それ自体への批判であると同時に、じつは大隈外交への高度な迂回攻撃でもあつたという。⁽¹²⁾果たして谷証言に沿つた形で時事新報は法典批判に焦点を絞つて行くことになる。以下ではそれらの時事新報社説を追つていくこととしよう。

(1) 拙稿「福澤諭吉の法典論——法典論争前夜——」『慶應の法律学 商事法——慶應義塾創立一五〇周年記念法学部論文集』(慶應義塾大学出版会、平成二〇年) 一九五頁以下。

(2) 山本茂『条約改正史』(高山書院、昭和一八年) 三三三頁以下、藤原明久『日本条約改正史の研究——井上・大隈の改正交渉と欧米列国——』(雄松堂、平成一六年) 三六一頁以下。

(3) 山本・前掲注(2) 三三八頁以下。

(4) 穂積陳重『法典論』(哲学書院、明治二三年、復刻・新青出版、平成二〇年) 二一頁以下に収録。同意見書は法

典編纂を否定する趣旨ではないものの、政府のスケジュールは「急激ニ失シ」ており、法典編纂は速成を期すべきものではない、という。著名なものであるがその要点を示せば以下のとおりである（傍点引用者）。すなわち「元來法律ハ社会ノ進歩ニ伴フ可キ者」であるのに一旦法典を定めればその修正は国民にとつて容易ではなく、また、法律は「之ヲ遵法スヘキ国民ノ必要ニ從テ起ルヘキモノ」であるにかかわらずこの度の法典編纂は、「其必要未タ生セザルニ先シテ法条ヲ設ケ、国民ヲシテ遵守ニ苦シマシムル」ものである。そもそも「欧州諸国ニ於テ、所謂法典編纂ナル者ハ、専ラ、既存ノ法例ヲ編輯スル」意味をもつのにすぎないのに対して「我邦ノ法典編纂ハ、之ト異ニシテ、専ラ欧州ノ制度ヲ模範トスル者ナレバ、旧慣故法ヲ參酌スルコト、殆ント有名無実ニシテ、要スルニ其大体ハ新規ノ制定」にかかるものであり、それゆえに、「彼我編纂ノ難易得失、決シテ同日ノ談」ではない。それにもかかわらず、商法・訴訟法の起草者が独人、民法が仏人であることから「充分ノ協議ナキカ為メ」法典相互に舐触をきたし、また、彼らの学派が異なるために立法の主義が一貫しないおそれがある。そこで、結局は当面必要不可欠なものを単行法として定め、法典全部の完成は、「民情風俗ノ定マルヲ俟ツ」ほかはない。ただし「一国ノ法典ヲ草スルハ、固ヨリ教科書論文ヲ著スト同シカラス、体裁美、論理精ナリト雖モ、民情風俗ニ適セサレハ、之ヲ善法ト謂フ可カラス」。そこで、法典は草案のままでこれを公にし、時間をかけて、広く公衆の批評を徴し、「徐ロニ修正ヲ加ヘテ完成ヲ期スヘキナリ」と論結する。右の「意見書」の要所はこれと前後して公にされた福澤の論調とほとんど瓜二つと言つてよい。

また増島六一郎による「法学士会の意見ヲ論ス」法理精華一一号（明治二二年六月）一二二頁にも、「日本人ハ徹頭徹尾日本人ヲ以テ貫徹スヘキモノニシテ其欧米ノ文明ヲ輸入スルニ当リテハ全然之ヲ模擬セスシテ単ニ之ヲ借り来リ本邦人ハ本邦ニ適合スル開化ヲ造り出スヘキナリ」（傍点引用者）として日本国民に適合した主体的文明化を叫び、かつ「國ハ其固有ノ國トシテ成長セサルヘカラス法律モ亦之ト同シク人民ノ進歩及其需要ノアル処ニ從テ進歩スルモノ」であり、「立法ハ自然ニ成長セル法律ヲ補遺シ之ヲ編纂シ若クハ其順序ヲ確定スルノ謂ナリ」として英法的な編集型法典論を説いている。パリスターの資格を有する増島においても、その文明論とイギリス的法典觀が日本においては西洋法の継受ではなく、日本慣習法の編集に結びついている点がまさに福澤の立論と通底しているのである。

もちろん現代から顧みれば「明治時代の法典化の特徴は、当時の社会状況、法律・法学の状況から考えて、編集型

法典 (codification-compilation) ではなく、改革型法典化 (codification-modification) にならざるを得なかった」(小柳春一郎「日本におけるコードシヴィルの受容——法典としての民法——」石井三記編『コード・シヴィルの二〇〇年』(創文社、平成一九年)一〇五頁)のであり、「法典とは何か」という法典観の齟齬——改革型法典を許容するか否か——が法典論争の根底に横たわっていたといえるであろう。

(5) 政府による旧商法の制定プロセスもこの頃まさに佳境に入っており、明治二二年六月七日には元老院総会において可決、枢密院への諮詢は不要との閣議決定に基づいて八月中にいったん上奏裁可された。しかし、にもかかわらず、九月二八日、伊藤博文によって枢密院への諮詢の必要を理由に公布が差し止められた、という。大久保泰甫・高橋良彰『ボワソナード民法典の編纂』(雄松堂、平成二一年)二一八頁以下、二四二―二四三頁、三九八―三九九頁。大隈条約改正交渉への反対運動の激昂と、大隈と伊藤井上ら政府部内の不調和がピークに達している時期であることから当時の「政治的競合」(小宮一夫『条約改正と国内政治』(吉川弘文館、平成一三年)四一頁以下に詳しい)に基づくものと考えられよう。

(6) 日本史籍協会編・続日本史籍協会叢書『谷干城遺稿二』(明治四五年発行、昭和五一年覆刻)七八一頁。筆者がこの文献を知りえたのは、中村菊男「法典編纂と福澤諭吉(三)」『法学研究二四卷二』三三三号(昭和二六年)三一頁(中村菊男『新版・近代日本の法的形成』(有信堂、昭和三八年)一一一頁)の引用による。なお、谷がこの日(明治二二年七月七日)福澤を訪れる前に法制局長官井上毅の意見を聞き、井上が谷に「大隈氏の改正案は或部分は反対なり、或部分は同意なり」と語った事実も是に指摘されて来ているが(山本・前掲注(2)三八一頁、稻生典太郎『条約改正論の歴史的展開』(小峯書店、昭和五一年)二九五頁、三六三頁、谷はその足で三田の福澤を訪れたのであった。(7)『書簡集』を瞥見する限り、福澤と谷との直接の手紙の遣り取りの記録は残っておらず、また、両者の往来について福澤が第三者に何かを書き送った跡もみつからない(西南戦争以来の犬養毅の知己であったことはよく知られている。例えば『福澤先生を語る——諸名士の直話』(岩波書店、昭和九年)三四頁)。僅かに明治二〇年七月三日に当時農商務相であった谷が井上馨の裁判管轄条約案に反対の意見書を伊藤首相に提出したことについての冷静かつ客観的な関心が近い人々宛の書簡で示されているにすぎない(『書簡集』⑤三八九頁補注(こと)6)。なお、谷に触れた手紙は、井上外交期の明治二〇年七月から八月にかけて集中している(書簡番号二八 七月二〇日 猪飼麻次郎宛、

同二〇 七月二四日 牛場卓藏宛、同二一 七月二七日 中上川彦次郎宛、同二五 八月四日 中上川彦次郎宛、同二六 八月二六日 村井保固宛。

(8) 明治二二年八月九日、一〇日「条約改正の困難は公論の裏面に在り」『全集』⑫二二四頁。「一昨年中止を告げた条約改正案と目下世間に風聞する改正案と比較するときは、前後著しき相違にして、之を買物に喩へて云へば、同一の品物にして、前日は百円なりしに今日は五十円なるが如し」(傍点引用者)という社説と大いに矛盾する。後掲注(12)も参照。

(9) 拙稿・前掲注(1)二〇九頁以下。

(10) 実際には例えば明治二三年七月に花井卓藏による施行延期論「新法典概評」を掲載した東京法学院の『法理精華』が政府の咎めるところとなり発行禁止となるなど、政府による言論統制は法典批判論にも向けられたのであった(その継続誌が『法学新報』であることは著名)。

(11) 中村菊男・前掲注(6)。

(12) だが、谷証言をそのまま信用しうるかどうかには疑問がある。なぜなら、時事社説は大隈条約案に対して消極的ではあるが賛成の態度を明らかにしているだけでなく、福澤の書簡にはむしろ英米との交渉の進展に賛成しこれを喜ぶ積極的な態度が示されているからである(小室正紀『坂井達朗「解題」『書簡集』⑥四三一〜四三二頁)。他方で、福澤の法典批判が表も裏もないものであったことは、開設を間近に控えていた慶應義塾大学の法律科が英米法教育を中心に据えていたことから窺えるであろう(例えば、大学の準備状況を心配する明治二二年三月一日小泉信吉宛書簡、『書簡集』⑥一二二頁、書簡番号三七〇)。岩谷十郎「ウィグモアの法律学校」法学研究六九卷一号(平成八年)二二五頁も参照。

二 福澤の法典延期論

(1) 条約改正と法典編纂の切斷

まず明治二二年七月一七日、一八日社説「条約改正・法典編纂」(『全集』⑫二〇〇頁)である。

条約改正に伴って内地を開放し、外国人の土地・株式等の所有を許すのは経済上の支配を受けるおそれがあるという「外資可惧論者」の想像はたしかにエジプトにおいて現実のものとなっているが、他方、アメリカは農業を中心とし、工業は欧州人に任せておいても結局のところ経済的利益を壟断されることなく豊かな国として成長しているのであるから、「利害得喪は外資の作用にあらず、唯これを入れる、人民の能否如何にありて存するものならん」として、外国人の所有の開放を経済的な不利とすべきではない、とし、また、「裁判権の事に付風説を聞くに、先年中止となりたる改正条約には、始審、控訴、大審院とも皆外人を任用すべき筈なりしに、今度は大審院のみ四名の外国判事を置くべしと云ふ。蓋し談判進歩の一廉むづかならんけれども、大審院に置くこととすれば、始審、控訴の如何に拘はらず、裁判権を外人に譲るの義は即ち異なる所なくして、我輩は世人と共に如何にも心に嫌けんえん焉たること能はざるなり」としつつも、鎖国と安政の不平等条約の顛末については「今にして誰をか恨み又誰をか咎めんや。当局者の尽力足らざるにあらず、又現政府の政略その宜しきを得ざるが為めにもあらず」、結局責任を問うことは誰に対してもできない話であって、いずれにせよ十二年後には外国人裁判官は廃される予定であるから、「其曉こそ日本の国権を恢復し独立を全ふするの時にして、国民の希望を満足することなれば、裁判権のことも我輩は決して不満の箇条をはなさざるべし」という。⁽¹³⁾前述の谷証言が福澤の真意をあらわすものとするれば、こうした消極的賛成はけっして本意ではないか、せいぜいギリギリの妥協点であったということになる。「然らば他に顧みるに足るものなきかと云ふに、爰に尚ほ法典編纂の一事あり」として福澤の批判の鋒先は法典

に向かつていく（以下の引用中の割注および傍点は引用者による）。

「或人の一説に、（福澤自身の「条約改正は時宜に由り中止するも遺憾なし」の論調）

法典編纂は国民の利害に関する、最も重大なれば、能く日本の国俗民情に適する様深く考へざる可らず、条約改正の為に促されて兎に角も体裁をなさんとするに於ては、（せき）柄鑿相容れずして人民の難儀容易ならざるのみか、本来日本国民は主にして移住の外人は客なり、少数の客の腹に供せんとて異様の料理を拵らへ、之を大勢の家人にまでも無理に飲食せしめては、食滯食傷、甚だしきは中毒様の病も計る可らず、之を恐れざるものあらんや、我家の為に食物を求めるならば、先づ家人の口腹習慣を考へて調理す可し、此調理にして他人の口腹に叶ふことならば之を招待し、主客膳を共にして飲食も甚だ妙ならん、条約改正の為に唯一方の外人の口に叶はんことを望むは不都合なりと云へば、之を駁する者は曰く、法典編纂は決して内地雑居の為に着手したるにあらず、遠く数年前より目論見また数年前より出来かけたものにして、偶然今日に際会したることなれば、無論我が国民の為ににして、条約改正とは縁のなきものなり、或は従来の領事裁判庁を全廃するには法典実施の要ありと云ふも、其法典は外国人の都合を謀りたるに非ず、正に今日の日本人の有様を視察して、正に其風俗習慣に適するものを編纂するのみと（当局者）の説明。以上の二説、何れか是なるを知らずと雖も、我輩は断じて其後者を信ずるものなり。……法典の編纂は多年の目論見に由来して、其目的は単に内治に在り。我が人文の程度を見て次第に文明に導くの用に供するのみ。純然たる日本独立のものにして、外人に関係なしとの言は、信にして疑なきが如し。」

外相大隈重信の条約改正交渉と、法相山田顕義の法典編纂作業とが不可分一体のものであることはすでにロンドンタイムズの記事とその邦訳を通じて周知の事柄であつたから、条約改正と法典編纂とが無関係であるとの当局者の説明はまったく信用するに値しないものであつた。だがそれを承知で福澤が編纂中の法典は「純然たる日本独立のものにして、外人に関係なしとの言は、信にして疑なきが如し」と云うのは、福澤一流の皮肉と、「本来はこうあってほしい」という希望とがない交ぜになった表現ではないかと思われる。すなわち外交と内治との切断である。果たしてモンテスキューに示唆されたかのような「法の精神」について福澤は次のように語ってい

る。

「然らば即ち其毎科毎条の實際に於て、果して此言に違はずして、外人の爲にしたるが如き痕跡を留めざるや否や。我輩の特に一見を冀望する所なれども、未発の法律は見る可らず。依て聊か鄙見を陳べて法典を汎論せんとす。

今度新に編纂せらるゝ法典の草案なりと云ふものを始め、之に附従して発すべき種々の法令に付いては、世間の評論甚だ喧しく、頻に其不都合を唱ふる者ある趣なれども、是は極端に走りて悪き一方より眺めたるものなる可ければ、我輩も其響に倣ふて極端を論ずるが如きは固より自から慎しむ所なれども、總、體に之を概見して評を下すときは、其法の文面も亦精神も大半は純然たる西洋主義に出でたるものと云ふて咎めなかるべし。抑も民法の如き大典は皆その国の宗旨習慣より来るものにして、其宗旨習慣が社会上に働きをなせばこそ、始めて之を是非し之を制裁するの法を設くるのみ。……若しも西洋にして東洋の性質に適せしめんと欲し、東洋にして西洋の主義に同じうせんとするに至ては、是れぞ所謂法の精神を誤るものにして、東西おのゝ宗旨習慣を異にするに於ては、法律も亦異ならざるを得ざるること固より明白なる道理なり。」

ここにおいて檜玉に挙がつているのは「西洋主義の民法」であつて、ほかならぬ福澤自身が、法の内容も文面も非日本的な西洋式であると断言してはばからない。日本の「風俗習慣」とは縁遠いものであることは一見して明白であり疑問の余地はないのである。だが西洋式であるというその一点によつて法典の全てを否定するわけではない。日本社会のヨーロッパ化が進行しつつあった日本においてはむしろ西洋法の「斟酌」は必要であり、その「斟酌の加減」が問題なのだ、という。

「然るに近来日本社会の实况を視察するに、文明の潮流留めて駐まらず、……權利義務の論も盛んに行はれ、人文の程度次第に泰西を追ふて進むの勢なれば、世は封建時代にもあらず又維新の当初にもあらず、今日の社会は着々革命を経つゝ、来りたる社会なれば、仮令へ法律は其国の風俗習慣に従ふべしとは云へ、徳川時代の裁判法を維持すべきにもあらず、又新律綱領を適用すべきにもあらず、風俗習慣に従ふときは寧ろ西洋の法律をも斟酌せざる可らざるや勿論なり

と雖も、其斟酌の加減を如何にして可ならん。目下唯此一問題あるのみ。

西洋の法理を顧みるにも、一に国俗民情の如何に照し合はせ、決して離るゝこと能はざるものなれば（『西洋の法理』「西洋事情」外編のチェンバース）之を第一の着目点となし、次に洋法を斟酌するの道は唯漸を以てするの外ある可らずとして、経済学を指すものである。之を第一の着目点となし、次に洋法を斟酌するの道は唯漸を以てするの外ある可らずとして、投漸進の方法は如何と云ふに、日本の實際に差支なき限りは、法典の箇条は寧ろ足らざる所あるも余る所なきやう至極簡單なるものを造り、彼の所謂西洋学者の如き文面上の完全を望むもの、眼中には、或は笑はるゝことのあるべきものにてても其辺には頓着なく、唯徐々として進むの工風なかる可らず。即ち一時急発の激動を避け、又その激動の区域を狭くし、輕少の試験より進んで重大の斷行に及ぼすの方便のみ。智愚混同して然かも少智多愚の社会を經營し、最多数の爲めに最大幸福を求めんとらば、学者流の銳意をば少しく緩和して然る可きことなり。如何となれば日本国は是れ学者流の試験品に非ず、我輩は日本国を主位に置いて学者の技量を試みんとこそ思ふ者なれば、一時に國民の大利害を賭して試験の料に費すが如きは、事物の本末輕重を誤るものなればなり。斯く云へばとて我輩は固より法典の編纂を拒むに非ず、又西洋の法理を非するに非ず。……我人文の次第に西洋風に赴くは隠れもなき事實にして、従て我法典の中にも彼の法理の分子を混入して自ら文明の法典たる可きは疑を容れずと雖も、本来日本固有の民情習慣を基礎にして西洋の法理を調合したるものなれば、外国人などの一見したる所にては聊か趣の異なるものなきを得ず。……故に条約改正内地雜居の後も、外人は我法典の兎角日本風にして時としては不平を訴ふることもある可し。……内治の要用の爲めに作りたる法典が、外国の法の如くならずして日本の特色を呈するは、誠に是非もなき次第にして、此一点に於ては我輩は厘毫も我国是を枉ることを許さざるものなり。」

ここに現れた福澤の考えは、法典編纂も西洋法の継受もそれ自体を否定するわけではなく——パラドキシカルではあるが——ほかならぬ西洋の法理によれば、日本法はあくまで日本社会の慣習を素材とした日本風の法を制定すべきものであり、日本社会が徐々に西洋化していく程度と比例する限りにおいて法もまた漸進的に西洋化すべきものである。具体的には日本風の単行法を必要に応じて徐々につくっていくべきであつて、法典の編纂はそ

のずっと先にあるべきものである。日本法の主体はほかならぬ日本国民なのであるから、こうした漸進主義によって、外国人の目を気にせず、国民自らが理解しうるレベルの法律を形成していくことが「最大多数の最大幸福」を実現するゆえんであり、他方、法制定に関与する官僚・法律家は自らの技倆を発揮しようと性急に西洋式法典を製作し、国民を実験の具に供するようなことは認められない、という。単行法主義という、法学士会「意見書」に提言された方法を示唆するほかは年来の主張あるいはそれを敷衍した命題を述べているわけである。

(2) 法典編纂の手続——帝国議會

だが、次に明治三二年七月二五日社説「法典編纂の時機」(『全集』⑫二〇七頁)では、「編纂の方法」についてさらに踏み込んだ主張が明確におこなわれている。すなわち帝国議會での審議である。

「条約諸外国が是れまで我国に於て治外法権を撤去せざりしは、此儘に日本の法律に服従するを不安心とせしが故なり。されば此度法典を編纂せんとて夜に日を繼いで取急ぐは、条約改正に促されて外人に安心を与へんが爲めに非ずやと云ふに、決して左様の訳にあらず、不文を成文となすを目的として、正に我國の風俗習慣に適合する様、数年前より計画経営せしものなれば、条約改正の談判には全く縁のなきものなれども、偶々今日に邂逅したるより世間の評判を招きたるのみと云ふ者あり」(前出社説「条約改正・法典編纂」における福澤の説)。洵に其言の如くなるべし。如何となれば、日本の法律を制定するに当り、外国人を主にして我国人を客にするが如き迂闊は經世上にあるまじき談なればなり。仮令へ或は条約改正よりして領事裁判所を廢する前に我新法典を發布するの約束あるも、此約束は唯諸人心得の爲めに法の文面を一見せしむるまでにして、内外人をして一言の是非を言はしむ可きに非ず。又その領事裁判所の廢止も五年後のこと、あれば、法典の編纂も三、四年の内に成れば晩からざるに似たれども、目下政府に於ては頻りに其編纂を急ぐと云ふ。是れは急いでも尚ほ晩しとて事を鄭重にするの旨なる可し。」

実際には福澤が知り抜いているように「外国人を主にして我国人を客にするが如き迂闊」の方が政府の現実で

あつて、婉曲に法典編纂の理想形は「不文を成文となす」ことを目的として日本の慣習法を編纂することであるといひ、それゆゑにこそ外国人には無関係でありかつ彼らの容喙を許さない姿勢を強調したものといえる。

「然るに新法典を悦ばざる人々は、唯この事情を一目して、不都合なり不急なりと称し、翻訳法律は我が民情に適せず云々として、頻りに其非を鳴し其缺點を摘発するのみにして、扱編纂の方法は如何して然る可きやと尋ねれば、是れと定めたる妙案もなきもの、如し。我輩の感服せざる所なり。……左りとは唯破壊を目的とする者にして、事を組み立つるの旨に非ず。詰り極端に走るの弊にして、我輩の取らざる所なり。

抑も今回編纂すべしと聞えたる民法、訴訟法、商法等の如きは、農工商を問はず貧富を論ぜず、凡そ日本国民たるものの、利害痛痒を感ずること最も重大にして、時々刻々その關係を離る可らざる所のものなれば、単に理論に依頼して立法の材料を製作するが如き学者流の僻に陥ることなく、都て実地を標準にして通俗を忘れず、例へば農民をして農事の現狀を云はしめ、商人をして商売の実地を語らしむるが如く、諮詢の区域を広くして始めて大なる過ちを免かる可し⁽¹⁵⁾

然るに今の我國の立法者を何人ぞと問ふに、即ち政府の官吏なり。……左れば我輩は其官吏を称して決して愚なり鈍なりとするに非ざれども、農工商の如き別世界の人民に関する利害得失の如何に至ては全く素人なりと云ふの外なし。仮令へ諸般の取調に怠らずとするも、病人の痛痒は病人の訴を聞いて始めて正確なるを得べし。立法者の明、四辺に達すと云ふも、抑も亦机上の推量にして頼むに足らざるなり。左れば今度の法典も、洋法の翻訳ならば、⁽¹⁶⁾イザ知らず、苟も国俗民情に適せしめんと欲するには、法理の斟酌よりも、寧ろ人民の訴ふる所を探索せんが為め、有らん限りの方便を盡すこそ肝要なれ。何等の事情あるも勿々の際に速成を期するは我輩の取らざる所なり。或は性急論者は之を悦ばずして謂らく、現行の刑法治罪法の如きは容易に成りて甚だ美なるに非ずやと難ずるものもあらん歟なれども、刑法の与かる所と民法の管する所とは本来人事の趣を殊にして、区域の広狭同日の談に非ざれば、其編纂に難易ある可きのみならず、刑法治罪法とても尚ほ隔靴の嘆を免かれざるもの多きにあらずや。枉げて数歩を譲り、民法の編纂も先例に倣ひ、官吏の手に一任するの外に好方便なしと云へば夫れまでのことにして、我輩も強ひて争ふことなかる可しと雖も、爰に輿論諮詢の爲めに屈強の方便こそあれば、若しも此機会を空うするが如きありては、之を評して経世上の大早計と云は

ざるを得ず。

蓋し其機会とは何ぞや。明年、開く可き帝國議會、即ち是なり。我輩は固より代議士を目し各種各族の人民を代表して遺憾なしと予期するには非ざれども、其名義は勿論、事実に於ても最も之に近きものなれば、其国会に諮詢し其協賛を得て然る後に之を編成するも晩きことはなかる可し。夫れも国会の開くるは……指を屈すれば僅々十五箇月の後なるに之に先だちて倉皇編纂し了らんとするの必要はなかる可し。本来国会開設と決定したる其主意は種々ある可けれども、法を立つるに人民と共にするは第一の精神骨子なる可きに、然るに今民法の如き人民に至大至重の關係あるものを編纂するに当り、十五箇月の長きに堪へずして早くも事を成さんとするは、国会開設を約束したる精神骨子に反する所なかるべき歟。日本人民の爲めに至宝の法典を設けんとせば、今暫く鋭気を宥め、国会開設の後まで延引するは事の順当なるものと云ふ可し。

国会開設を目前に控えながらその審議を回避して法典編纂を急ぐ政府に対して、手続論として「諮詢の範囲を広くして」帝國議會へ諮詢しその協賛を経るべきとのまさに正論であるが、政府（特に法相山田顕義）⁽¹⁷⁾としては、それを回避するために司法省法律取調委員会での審議を急いだのであるから彼らの立場としては痛いところを突かれた議論といえるだろう。他方、その政府内部での暗闘は、明治二年七月二十六日、伊藤、井上両名が大隈に對して条約案の見直しを提言し、二八日にはこれに失望した大隈が辞意を表明するに至るも伊藤と黒田が慰留するという事態が起こり、⁽¹⁸⁾さらに混乱迷走は、外人判事違憲問題がこじれ、後藤らの非難を浴びた首相の黒田が、明治天皇の本問題を閣議で議論すべしとの注意にもかかわらず閉門して來客を謝絶、さらには一〇月一日、伊藤が樞密院議長の辞表を出し、今度は黒田、大隈が伊藤の慰留に動くなど三者三様に軋轢が生じて抜き差しがないところまで来ていた。⁽¹⁹⁾大隈の遭難はその一週間後のことであった。

(3) 法典發布の利害

大隈外交の挫折に先立つ明治二二年八月三〇日、三一日社説「法典發布の利害」(『全集』⑫二三八頁)がこの時点での福澤法典延期論の集大成の様相を呈している。

「今度の改正条約は裁判權に於ても稅權に於ても猶ほ一步を彼に譲りたるものにして、固より完全なる條約に非ずと雖も、是は開國以來の行掛りにて今更奈何ともするに由なし、唯今日の所にて出来るだけ權利を伸張して十二年の後を待つものなれば、之を現今の最上として絶対的の完全を云ふこと勿れとは、蓋し当局者の主意なるべし。我輩も事の決して容易ならざるを知るが故に、……反対を試むるが如きは敢て為さざる所なれども、裁判權、稅權の外に聊か心に関するは法典編纂の一事なり。

人の説に、(從前の福澤自身の社説) 法典は我國民一般の利害に関する最も大なるが故に、当局者も決して之を輕々に看過せず、全く條約改正の縁を離れて獨立に編纂するものなりと云ふ。是れは事實に相違なきことならん。但し條約改正の後、領事裁判所を廢する前に法典發布の要ありと云へば、何か其間に因縁の相連なるものはなかる可きやと聊か疑なきに非ざれども、從前の居留地に各國の領事裁判所を廢して、内外人一切の裁判權を日本政府に執るからには、我方にもいっそう明白なる訴訟法、商法、民法等なかる可らず。且又我日本の人事を見ても既に是等の要用に迫りたる場合も少なからざれば、旁々以て法典編纂の挙に及びしことなれば、特に怪しむに足らざるなり。故に領事裁判所を廢する前に法典の要ありと云ふも、其法典は外國人の爲めに作るに非ず、徹頭徹尾、内國人民の利益を主にして其基準の外に逸することあらざれば、若し此法典に服從して外國人にも便利なることあれば、其便利は外國人が日本人の法律に伴食するの便利なり。……窃かに案するに、我日本國の文物は近年著しき進歩にして、民智の程度復た封建の旧阿蒙にあらず。既に憲法の發布さへ見たる程のことなれば、今度編纂の法典も必ず此民度を標準にして案を立て、日本固有の習慣を骨にして西洋文明の法論を皮にし、草案成るの頃は恰も國會開設の期にして、一応其議に附し、諮詢討論滑に終りて之を發布するに於ては、人民の多數これに依頼して心身を安んずるのみならず、内地に雜居する外國人に於ても差したる不便利なくして漸く之に慣ること、彼等が今の流行の日本食に慣るゝの有様に彷彿たる可し。

我輩は未だ法典の原案を見ざれども、時勢の要用より推して推量すれば、大凡そ右の如くならんと私に判断せざるを

得ず。此推測断にして大に違ふことなくば、其編纂は誠に国の美事にして、然かも領事裁判所を廃する為めにも其發布を要することなれば、益々之を等閑に付す可らずと雖も、世上に伝へ、一説に拠れば、今度の法典は頗る西洋流のものにして、其法の新奇なるのみか、章句文字までも新奇を極め、且その簡条の繁多細密なるは諸外国の法典にも優る程のものにして、試に之を我中等以上の士人に示しても、法律の専門家はイザ知らず、尋常一様の学者にては容易に解し容易に記憶すること能はざる可しと云ふ。果して然らんには我輩は之に賛成するを得ざる者なり。蓋し之を賛成せざるは我国に法典を無用なりと云ふに非ず、唯、その急に發して、国民の多数に不利ならんことを恐るゝのみ。

近來我國情を視るに、人事の進歩に従ひ中央政府に地方庁に諸条例諸規則の發布改正は殆んど際限あることなし。啻に其新簡条の繁多なるのみならず、之を執行する吏人に於ても篤と法の趣意を解するに違あらざるが為め、往々其方向に迷ひ、漫に手心を用ひて咎めを被らんより寧ろ嚴に之を施すの安全なるに若かずとの意味もありて、心には如何と思ひながら法文の真正面を執て直に人民に當るが故に、人民の身と為りては益々繁文の繁に堪へず、甚だしきは之が為に無辜の渡世を妨げられて、小にしては一個人の迷惑、大にしては一国の不利、何れにしても經世上に之を救ふの工風なかる可らずとて、識者の夙に憂る所なるに、然るに今又細密なる法典を制定して、然かも之を咄嗟の間に發布せんとするが如き、我輩は既に繁文の弊を厭ひ、民間の混雜を思ふて之に同意するを得ざる者なり。抑も經世の工風に人事の成行に従て法を定むるあり、或は法を定て人事の方向を示すあり。日本の如き、國柄に於ては人事の成行に従はんとするも、人民は亦も文明の風潮を逐ふて独造の方向を立てるを得ず、貧富痴愚混同して、其行路恰も參差たるが故に、先づ一定の法を定めて向ふ所を示し、文明の國法を以て文明の人事を導くの外ある可らずとの説あり。自から一説にして、我輩に於ても幾分か説を同うする所なきにあらざれども、今經濟の点より立言せんに、……國財の、由て来る所の源を尋れば、文明の新工風に出でたるものは甚だ少なくして、大半は従前の農業に生ずるの実を見る可し。田租は政府歳入の基礎にして、生糸製茶は輸出の重要品なり。日本の富源は農家に在りと云ふて争ふ者ある可らず。或は天下に富豪少なからずと雖も、此輩の富を致し富を守るの法も亦流行の文明主義に依る者は少なく、大抵皆古風の日本流に従ふの常にして、……今日我日本の經濟を維持して國を成す所の良民、即ち人口の大多数は、大抵文明の教育外に生々したる旧日本國の

余流と云はざるを得ず。……斯る人民を導いて文明の門前に入れ其安心を得せしめんとするは、固より一朝一夕の事に非ず、唯漸を以てするの外、名案なかる可し。左れば前節に云へる先づ法を定めて人事を導くの説も全く非なるに非ず。文明日新の世界に国を立て、既に他と競走の場に現はれたる限りは、何分にも安閑として日月を空うするに堪へず、殊に上流の学者社会を見れば著しく進歩したる趣もあり、かた／＼以て多少の無理を犯しても斯民を奮発せしめんと熱心よりして、扱は今度の法典編纂の挙にも及びたることならん。……唯一筋に文明を思ふの老婆心に発して、婆心の漸く劇に変じたるものならんれども、如何せん鬼神に非ざるより以下は民智を進退するの力ある可らず。今の殖産社会の民智又習慣にては、既に今の法律諸規則の繁多に堪へずして、之が爲めに財を失ひ時を空うし、間接直接に公私の損失を致して国の富源を害するの事實は之を争ふ可らず。然るに今又新奇の法典を作りて之に加へたらば、其法の良否に論なく、唯良民を狼狽せしめて不良者に利を奪はるゝの惨状ある可きのみ。……法の煩はしくて良民の狼狽するを奇貨とし多方に瞞着して利を謀る者は、無産の学者、不良の代言流なる可し。学者代言人は言論を事とする者にして、不文なる良民は殖産を業とする者なり。立国の経済は国民の殖産に依頼するのみにして、言論は頼むに足らず。経済の本を殖産に托しながら、特に法を煩はしくして其殖産者に不便利を与ふるは、之を評して経済の自殺と云ふも可なり。

右の次第なるを以て、我輩は徹頭徹尾法典の編纂を非として排するに非ず、人文の進歩は曙に東天の紅なるが如く、漸次に光を発するものなれば、其光明の既に輝く部分には自から明法も要用なる可きが故に、其要用に迫らるゝに従ひ、要部に限りて簡單の法を設け、簡より密に入り、次第／＼に進んで遂に数年の後に大典の全備を祈るのみ。如何なる事情あるも、外国の成法を勿々に取調て、勿々に取捨を施し、勿々の日月に大全の大典を發布せんとするが如きは服せざる所なり。尚ほ況んや法典の箇条の中に、本邦人の便利を犠牲にして態と外人の都合を謀るが如き形跡もあらんには、我輩は飽くまでも不服を唱へて止まざる者なり。」

延期論に立つ。

渦中の法典のもつ改革的性質を見抜き、それに対する歴史的必然への認識を示した上で、しかし福澤は決然と延期論に立つ。

結論を要約しておこう。第一に、福澤は西欧の法はその社会の民情慣習を法素材 (Rechtsstoff) として生成し

てきたし、日本でも基本的にそうあるべきと考えた。従って第二に、法の指導性を認めつつも法はその支配を受ける国民の理解しうる内容を著しく超えるものではあってはならず、そうした国民の法への理解（遵法精神）によつて国全体の調和のとれた秩序が保障されうるものと観た。第三に、当時の国民の理解を得る着実な法典を編纂することは一朝一夕には無理であり、その方法としてまず民情慣習を離れない比較的簡単な単行法から始め、漸進的に西洋法を採り入れた法典の編纂を実現すべきであると考えた。第四に、法典編纂の手続として国民の利害に適うよう諮詢の範囲を——特に実業家に——拡げるべきであり、宿願であつた帝国議会の開設が直近の大きな機会であるという期待をもつた。第五に、法典編纂を急ぐ政府・法制官僚に対して国民経済への鈍感さおよび過干渉、すなわち官尊民卑の臭いを嗅ぎとつた。第六に、以上に反して、政府が日本の慣習を排除して日本法典の内容を一挙に西洋法化し、しかも福澤にとつて到底許容しがたいレベルの邦訳によつて法典を急激に施行せんとするが如き行動は彼の眼には暴挙としか映らなかつた。

しかし明治三十二年一月一〇日大隈外交中止の後、第一次山縣内閣の手で、明治三三年に相次いで旧民法典（四月二日、一〇月七日）、旧商法典（四月二六日）が公布され、福澤の懸念は現実のものとなつた。福澤は同年末の第一回帝国議會では商法典施行延期という形で民意が表現されることを望むことになるのである。⁽²⁰⁾

(13) 大隈条約改正案に対する消極的¹⁾支持は以後の社説の中に散見される。例えば明治三二年八月二日「条約改正の形勢」『全集』⑫二一四頁には「事の前後左右を顧みず唯国権の完全とのみ所望すれば、右の新条約も甚だ愉快なるものに非ず。等しく独立の国と国と相對して幾分か我方に枉ぐる所ありて面白からずと雖も、是れは三十年前開国の其時より恰も我日本国に付纏ふたる不利にして、因縁深き災難なれば、今更一時に之を除去らんとするも勢の許す所にあらず。殊に新条約には十二箇年五箇年と明に年限さへあれば、短氣に完全を求めて仕損ずるよりも、漸時の不愉快を忍んで靜に大功を収る方、智者の事なる可しとて、我輩も既に此風聞の改年案²⁾には賛成を表したり。（本文領事裁

判所を廢する前に法典發布の要あるよしなれども、人の説に、法典は全く日本国民の習慣を骨にして組織し、外国人に對しては特に会釈するに非ざれば、条約改正には縁なきものなりと云ふ。其果して然るか然らざるかは我輩の最も注意する要点にして、之れに付ては別に論ずる所のある可し。」また、明治二年八月八日社説「条約改正の困難」『全集』⑫二二三頁には「当分の処、他に致方もなかる可しとて賛成の意を表したる事なり」という。

(14) 「われわれは、法律というものは立法者による特殊かつ明確な制度であり、習俗や生活様式は国民一般による制度である、と述べた。ここから、習俗や生活様式を変えようとするときには、法律によつてはならないという結論が出てくる。そのような仕方はあまりに暴政的に思われるであらう。それらのものは、他の習俗や他の生活様式によつて変える方がよい。こうして、ある君公が自国民のうちに大きな変化をもたらそうと欲するときには、法律によつて確立されたものは法律によつて改革し、生活様式によつて確立されたものは生活様式によつて変えるようにしなければならない。生活様式によつて変えるべきものを法律によつて変えるのは、非常に悪い政策である。」(傍点引用者)。モンテスキュー(野田良之ほか訳)『法の精神(中)』(岩波文庫、平成元年)一六六―一六七頁。

(15) 例えば明治二二年九月一日社説「実業家の利害は如何」『全集』⑫二四九頁では、条約改正交渉において、欧州諸国中最も東洋に關係の深い露国が「政略」に重きを置くのに対して、英国はこれとは異なり、「政略」と同時に「商売実利」をも確保することを目的に談判に臨んで来ることを指摘し、その英国政府を動かす者は横浜などの居留地において貿易の商売を営むおよそ一千人ばかりの英商であるとし、「英商が苟も自己の利不利を等閑に附せず、其政府も亦商売に重きを帰するの事実」に注目せよという。顧みて日本国内の有様を見れば、「目下条約改正の議論正に盛んにして、一方にて之を中止す可しと云へば、一方にては之を断行せよと主張し、憲法の解釈、国権の伸張、帰化法の利害、法典編纂の緩急より、外人の土地所有に關する經濟の議論などもありて、事の実際の成行より寧ろ其騒ぎの騒々しきに驚く程の次第なるが、扱その騒ぎ立つる仲間の人々を見るに、多くは志士論客又は例の政黨員など称し、政談に穎敏なると共に利益には淡泊な輩にして、却て事の利害に大關係ある農商社会の人々に至りては議論甚だ少なきが如し。……今の志士論客の流は多くは旧藩士族の遺流を酌むものにして、仮に其数を四十万とすれば、之に對する農工商等の実業家は七百万に下らずして、即ち二に對する三十五の多数を占め、而も其事に直接の利害を有するものなるに、然るに天下到る處、憲法もしくは国権の議論のみにして、錢の損得の談を聞かざるは抑も如何の次第

なるや。……我輩は条約改正の事に就き、志士論客の言を以て強ち無用となすものにはあらざれども、更に進んで実業家の実説を聞かんことを好む者なり」。

(16) かりに西洋法の翻訳であつたとして、それが容易でないことを強調したのが明治二年八月一日社説「法律の文字」(『全集』⑫二一二頁)である。「言語文字は思想の代表者なり。思想なくして言語文字あることなし。……俄に思想なきものに向て之を適用せんとするも、啻に其効なきのみか、却て途方に迷はしむるに足るべし。」「然るに今度其筋にては民法、訴訟法、商法等を編纂して、之を成文の法典となすと云ふ。未だ発布せられざれば我輩は之を評するに由なけれども、其大体は純然たる西洋主義に出たるもの、よし。西洋主義の斟酌、固より不可なけれども、其斟酌に付ては過日鄙見を陳べたる通り(前出社説「条約改正・法典編纂」)既に容易ならざる上に、主義を斟酌するとあれば、勢その文字をも翻訳して、多少の新文字を模造し来るべきや必然たるべし。……各種の学科何れも固有の用語ありて全く通俗にも参り兼ねることなれば、我輩は徒に法典の用語の六ヶしきを咎むる者に非ざれども、洋法の精神を移して其の文字をも翻訳するとありては、無辜の良民が事を好む輩の弄ぶ所となり、社会の波乱を激するのみか、日本人と外国人と、相對するの日に於て、損得果して如何あらん。我には新規にして且つ難字なりと思ふ其難字も、之を外国の字に翻訳して彼に示せば一目瞭然、従來の経験に慣れて怪しまず。敵は熟して味方は不案内なり。彼我の掛引、既に一步を譲らざる可らず。然らば即ち当局者の主意は假令へ日本国民の爲めに法典を編纂し外人に頓着せずと称すと雖も、其実は得意にして我は迷惑し、主人が客位に立つ様の姿となるべし。法律の文字決して容易に翻訳す可らず。其實際の影響は法の精神骨子を翻訳するに比して却て重大なるべきも更に劣る所なかるべきなり」。岩谷十郎「法文化の翻訳者——ことばと法と福澤諭吉」『福澤諭吉年鑑』三〇号(平成一五年)九九頁以下も参照。

(17) 大久保 高橋・前掲注(5)一六六頁。

(18) 山本・前掲注(2)三八三頁。そもそも大隈案に賛成する新聞雑誌は、矢野文雄主宰の郵便報知新聞を筆頭として、沼間守一社長、島田三郎主筆の東京毎日新聞、犬養毅と尾崎行雄が編集を担当する朝野新聞、高田早苗主筆の読売新聞、改進黨の改進黨新聞、また、田口卯吉主筆の東京経済新誌(諸政黨からは中立の立場)がその主たるものであったが(山本・前掲注(2)三七四頁)、改進黨系(特に郵便報知新聞)の論調が「大隈候ひとりの力でやつた仕事を改進黨の仕事であるかのやうにこれを紙上に吹聴」し(『大隈侯八十五年史』第二卷(大隈侯八十五年史編纂会、大正一

五年）一二二頁）、井上外交の欠点をあげつらうなどとして、いったんは黒田内閣の閣僚として大隈案に同意した井上馨のみならず、同じく伊藤博文をも敵に回す結果となったのであるが、これを心配した福澤は（恐らくは一四年政変に類した）悪い予兆を感じ取って改進黨関係者に注意を促している（明治二年八月九日、一〇日前掲注（8）「条約改正の困難は公論の裏面に在り」『全集』⑫二二四頁）。「不幸なるは彼の条約改正賛成論者の多言にして、漫に改正の必要を論じ、其談判の好事情を發揚し、甚だしきは従前の外交法を冷笑誹謗せぬばかりの口調を用ひて喋々する其趣は、恰も改正の必要論を以て自家の新發明と為し、其談判の活発なるは空前出色のものなりとて殊更に自から誇るもの、如し。我輩を以て之を一見すれば誠に無益の談にして面白からず。政治家の極意は唯事を成すに在るのみ。事をさへ成せば其得失の評は之を江湖に任して可なり。傍より称賛する者あるも事に実益なしと思へども、今一步を進めて其内情を探るときは、賛成論者は例の功名心か又は党派心の劇しきものにして、今回の好成績を取て自家専有の功名と為さんとの胸算には非ずやと少しく疑なきを得ず。即ち公明正大なる議論の底に幽に功名、威張、の私情を含んで何処となく其暗臭を浮動せしめ、イヤ、二人の鼻を打つものにして、我輩は当初より之を傍觀し、斯くては今の時に於て却て論者のために不利ならん、必ず何か困難に逢ふことならんと、窃かに氣の毒に思ひし所なり」。

（19）詳細は山本・前掲注（2）三八三頁以下、小宮・前掲注（5）五六頁以下。また、明治二年八月一日中上川彦次郎宛書簡、書簡番号三九『書簡集』⑥一六〇頁。

（20）この点、くわしくは続稿によらざるを得ないが、議会における論争について、さしあたり高田晴仁「法典編纂における民法典と商法典下——その「重複」と「舐触」をめぐる」法律時報七一巻八号八五頁以下（平成一一年）。